

# 市有地売却 入札案内書

物件 1 : 旧納所小跡地

(多久市東多久町大字納所 2281 番 2 外 5 筆)

物件 2 : 矢形住宅跡地

(多久市東多久町大字納所 4069 番 7 外 3 筆)

物件 3 : 旭町市有地

(多久市北多久町大字小侍 2453 番 14)

## 入札参加申込受付期間

令和 8 年 7 月 1 日 (水) から

令和 8 年 8 月 3 日 (月) まで

(平日 8 時 30 分から 17 時 15 分)

## 入札日時

令和 8 年 8 月 19 日 (水)

物件 1 午前 10 時 00 分から

物件 2 午前 10 時 40 分から

物件 3 午前 11 時 20 分から

多久市北多久町大字小侍 7 番地 1

多久市役所 財産活用課 施設マネジメント係

電話 0952(75)8020

## 【入札案内書 目次】

- 1 入札に付する物件
- 2 入札参加申込書配布先及び提出先
- 3 入札の方法
- 4 入札日時及び入札場所
- 5 入札者の資格
- 6 契約条件について
- 7 入札時に必要なもの
- 8 入札保証金
- 9 入札書の記載要領
- 10 入札の無効
- 11 入札の中止
- 12 開札
- 13 落札者の決定
- 14 売買契約の締結
- 15 契約保証金
- 16 売買代金の納付
- 17 物件の引渡し
- 18 その他

この案内書は、今回売却する土地の入札の条件についての説明です。記載事項をよく読み入札に参加してください。

## 1 入札に付する物件

物件 番号	所在地 【名称】	地目	面積 (㎡)	予定価格 (万円)
1	東多久町大字納所 2281 番 2 外 5 筆 【旧納所小跡地】	雑種地	2,263.16	923
2	東多久町大字納所 4069 番 7 外 3 筆 【矢形住宅跡地】	宅地	940.86	524
3	北多久町大字小侍 2453 番 14 【旭町市有地】	雑種地	381	136

- (1) 予定価格とは、最低売却価格です。
- (2) 入札物件は現状引き渡しです。当該土地上の全ての工作物、樹木等を含みます。越境物がある場合についても、現状のまま引き渡すこととなります。その処理については、相隣関係間で話し合ってください。
- (3) 契約後、何か出土したり、工作物、樹木が倒壊したといった場合や地盤が脆弱であったり、地滑りが発生したといった場合も市は責任を負いません。
- (4) 現場説明会は実施しません。現地確認等は、入札者で行ってください。

## 2 入札参加申込書配布先及び提出先

〒846-8501

多久市北多久町大字小侍7番地1

多久市役所 財産活用課 施設マネジメント係（多久市役所2階）

多久市のホームページでも、入札関連の書類がダウンロードできます。

<https://www.city.taku.lg.jp/>

入札に参加される方は、入札参加申込書を提出してください。

入札参加申込みの受付場所、期間等は、次のとおりです。

- (1) 申込期間：令和8年7月1日（水）から令和8年8月3日（月）まで
- (2) 提出方法：持参 土・日曜日、祝日を除く8時30分から17時15分  
郵送 特定記録郵便で提出（令和8年8月3日必着）
- (3) 申込先：多久市北多久町大字小侍7番地1  
多久市役所 財産活用課 施設マネジメント係（多久市役所2階）

#### (4) 入札参加申込書の添付書類

【個人】 ①誓約書

②身分証明書（本籍地の戸籍窓口で市町村長が発行するもの）

③納税証明書等の税滞納がない旨を証明するもの

【法人】 ①誓約書

②役員一覧

③法人登記簿謄本（発行から3か月以内のもの）

④納税証明書等の税滞納がない旨を証明するもの

### 3 入札の方法

#### 一般競争入札

（公募により、あらかじめ市が定めた予定価格以上で最高の価格をもって売却する方法）

### 4 入札日時及び入札場所

物件番号1：令和8年8月19日（水）午前10時00分

物件番号2：令和8年8月19日（水）午前10時40分

物件番号3：令和8年8月19日（水）午前11時20分

※各物件の入札時間の10分前から受付を開始します。

入札場所：多久市北多久町大字小侍7番地1 多久市役所4階大会議室東

※入札時間まで来られない場合は入札できません。

入札前に入札保証金を納入していただく時間も必要です。余裕を持ってご来庁ください。

### 5 入札者の資格

入札は、個人・法人を問わず参加できますが、次のいずれかに該当する場合は参加できません。

(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

(2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(4) 競争入札、またはせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき、または公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(5) 国税（法人税等）及び地方税を滞納している者

## 6 契約条件について

### (1) 公序良俗に反する使用等の禁止

#### ① 暴力団事務所の利用等の禁止

購入者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはなりません。

#### ② 風俗営業等の禁止

購入者は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはなりません。

### (2) 実地調査等

① 市は、上記(1)①及び②の履行状況を把握し、条件違反を未然に防止するため、必要があると認めるときには、実地調査を実施し、又は報告若しくは資料の提出を求めることができます。

② 購入者は、正当な理由なく上記(2)①に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはなりません。

## 7 入札時に必要なもの

### (1) 入札当日の持参書類等

①入札案内書（この冊子です。）

②入札書（入札参加申込書と同じ印鑑を押印してください。）

③入札保証金の領収書または領収書のコピー

④印鑑（入札参加申込書に押印した印鑑。）

⑤身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等、コピーさせていただきます。）

⑥筆記用具（黒のボールペンまたは万年筆）

〈代理人が入札に参加する場合〉

⑦委任状（法人の代表権がない方や家族など申込書記載の名義以外の方が入札に参加される場合は、委任状を提出してください。）

⑧印鑑（委任状に押印した代理人の印鑑。入札者の印鑑は必要ありません。）

⑨身分証明書（入札者の身分証明書のコピーと代理人の身分証明書をコピーさせていただきます。）

## 8 入札保証金

入札保証金とは、落札者が契約を締結しないことにより発注者が被る損害に備えて、入札に加わろうとする者から、入札者が見積る金額の一定率以上の金額を納めていただく保証金です。落札者が契約を締結しない場合は、入札保証金は市に帰属し返還いたしません。

- (1) 入札保証金は、入札前に、入札する金額の100分の5以上の額を現金で納付してください。(納付場所：1階 会計課)
- (2) 落札されなかった方の入札保証金につきましては、返還いたしますので、令和8年8月20日(土・日曜日、祝日を除く8時30分から17時15分)以降、入札保証金納付時にお渡ししておりました預かり証を市役所会計課へお持ちになってください。  
ただし、落札者については、契約締結時まで預かり、契約締結時に契約保証金に充当します。
- (3) 入札保証金には、利息を付しません。
- (4) 落札者が契約を締結しないときは、その落札は無効となり、入札保証金は本市に帰属し返還しません。

## 9 入札書の記載要領

- (1) 入札者の住所及び氏名を記入し、入札者の印を押印してください。  
(個人の場合は、住民票の住所を記入してください。)
- (2) 代理人による入札の場合は、入札者の住所及び氏名を記入、その下に代理人の氏名を記入し、代理人の印を押印してください。
- (3) 入札金額の欄は訂正ができません。書き損じた場合は新しい入札書用紙に書き直してください。
- (4) 入札金額は、算用数字で物件の総額を記入してください。
- (5) 提出した入札書は、書換え、引換えまたは撤回することができません。

## 10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効となります。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 不正行為により行った入札
- (3) 入札書に金額、記名若しくは押印のない入札または記載事項の確認ができない入札
- (4) 入札保証金の納入がない者及び保証金の納入額が不足する者がした入札
- (5) 一つの物件に対し1人で2以上の入札
- (6) 代理人でその資格のない者のした入札

- (7) 指定時間までに提出されなかった入札
- (8) 郵送、メール等による入札
- (9) 記載事項を訂正し若しくは挿入し、または削除した場合に、その箇所に押印のない入札（入札金額の欄は訂正等できません。）
- (10) その他入札条件に違反した入札

### 1.1 入札の中止

入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止し、又は延期することがあります。これらの場合において、入札者又は入札に参加しようとする方が損失を受け、本市は補償の責めを負いません。

### 1.2 開札

開札は、入札終了後、直ちに入札者又はその代理人の面前で、市の職員が行います。

### 1.3 落札者の決定

落札者は、本市が定める予定価格以上で、かつ最高価格をもって入札をした方とします。ただし、落札となるべき同価の入札をした方が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定します。

### 1.4 売買契約の締結

- (1) 落札者に後日、落札決定通知書及び契約書（2部）を郵送しますので、指定する日（通知の日から概ね14日以内）までに印紙貼付（2部のうち1部）、押印（2部とも）のうえ、市役所財産活用課施設マネジメント係に持参あるいは郵送してください。
- (2) 指定する日まで落札者が契約書を提出しない場合、当該落札が無効になり、入札保証金は市に帰属することになりますのでご注意ください。
- (3) 契約の確定は、提出された契約書に市が押印したときになります。
- (4) 落札者が辞退、若しくは契約の不履行があった場合は、次点以下の者と交渉を行います。

### 1.5 契約保証金

- (1) 売買契約を締結する際に売買代金の全額を納付しない場合は、売買代金の100分の10以上の金額を契約保証金として納入しなければなりません。
- (2) 契約保証金は売買代金の一部に充当することができます。
- (3) 落札者が売買代金を期限内に納入しないとき又は契約条項に違反したときは、契約保証金は返還しません。

(4) 契約保証金には、利息を付しません。

#### **16 売買代金の納付**

- (1) 売買代金は、契約を締結した日の翌日から起算して、30日以内に市が発行する納入通知書の納入期限内に全額一括して納付していただきます。
- (2) 納入期限内に売買代金を納入しない場合は、当該契約が無効になり、契約保証金は市に帰属することになりますので、ご注意ください。
- (3) 売買代金の分割納付はできません。

#### **17 物件の引渡し**

- (1) 売買代金の納付を確認し、市が売渡証書を交付したときに所有権の移転及び物件の引渡しがあったものとします。
- (2) 物件の引渡しは、現状のまま（現に存する工作物等を含む。）とします。
- (3) 所有権移転の登記は本市が行います。売買契約書（市保管のもの1部）に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

#### **18 その他**

本書定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、多久市財務規則及び多久市公有財産規則の定めるところによって処理します。